

心・体・暮らしに寄り添う クリニックちくさヒルズ通信 NO.35

2024年1号



当クリニック整形外科医師
岩田 久 先生

医療法人檜扇会
林 衆治 理事長

 
本年も皆様の
「心と体と暮らしに寄り添う」
クリニックちくさヒルズ
スタッフ一同努めてまいります



当クリニック
林祐司院長

昨年も整形外科、内科、外科、皮膚科を中心として、
更には自由診療分野での再生医療やヘルシーエイジングにおいて
多くの患者様との出会いがありました。今年も、心と体と暮らしに
寄り添った最良・最善の医療提供を通じて、社会貢献をしたいと思えます。
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。
更には2024年が皆様にとって素晴らしい年でありますよう、
林衆治理事長先生、岩田久先生、他スタッフ一同合わせて
心より願っております。



医療法人榎陽会
理事長
林 衆治先生

知っておきたいですね 消化器の病気を！

そもそも消化器とはどこまでの範囲を言うのかということですが、わかりやすく言いますと、食べ物の通り道である口から肛門までの消化管つまり、食道・胃・小腸等と、実質臓器と言われる肝臓・胆嚢・膵臓等を含めて消化器と称されています。消化管や実質臓器に何かいつもと違う不調が起きると腹痛や嘔吐、食欲不振、下痢、下血、便秘、膨満感など様々な症状が起こってきます。このような場合には、どのようなことが原因でこういった症状が出ているのか、内視鏡検査や超音波検査、CT検査などの様々な検査を行って総合的に原因を探り、適切な治療へと結びつけていくわけです。

さて、昨年当クリニックを受診された方の例ですが、ある他の検診施設で、「超音波で膵尾部の抽出が不良で確定診断が難しい」と言われ、どうしたらよいのか相談受診に来院されました。膵臓は細長い臓器でみぞおちの下の背中側にあり、胃や大腸、小腸、十二指腸、肝臓、脾臓に囲まれている臓器です。そのために便秘気味の方や腸内にガスが溜まりやすい方、太っている方などは超音波での抽出が困難となることが多く、中でも十二指腸周辺の膵頭部や膵尾部が抽出しづらい部位とされています。そのため昨今では、半座位とか右臥位と言った体位変換をして抽出するケースが多くあります。因みに検診施設などで参考にしている「腹部超音波検診判定マニュアル改訂版」では、5ミリ以上の液体の溜まった腫瘍である嚢胞と3ミリ以上の主膵管拡張を膵臓がんの高危険因子群と判定して、さらに精密な検査と定期的な経過観察を推奨しています。膵尾部の抽出が不良と言われたら、超音波内視鏡や造影CT、MRIなどで腫瘍性病変が無いかどうか見ていくことを勧めます。

他には「大腸内視鏡検査は定期的に受けた方が良いのか」と言った相談受診された方も見えました。これは初回の内視鏡検査の結果によって再検査の必要性が決まってきます。幸いにも初回の大腸内視鏡検査で「異常ありませんよ」と診断された場合などは、それで安心せずに40歳以上の方であれば、年に一度便潜血検査を行うことを続けることです。方や、「異常なし」と言われた方でも年に一回の便潜血を行わず始めから大腸内視鏡検査を希望する場合は、そこには決まりがありまして、次の検査は日本消化器内視鏡学会では5年後を目途とされています。一方、初回の検査で大腸ポリープ(腺腫)がありそれを切除した場合には3年後の内視鏡検査を勧めています。しかし、小さなポリープを1~2個切除した場合などは5年後で十分とされていますが、10個以上のポリープを切除した方や、20ミリ以上の大きなポリープを切除、治療を行った方は1年後の再検査をすることを勧めます。このように大腸内視鏡検査後の再検査の必要性や検査間隔については、患者さんご自身で判断することは難しく、危険でもありますから是非当クリニックに相談受診されてください。

その他、脂肪肝の診断を受けた方は禁酒での改善が一番です。毎日1合未満の飲酒の方が脂肪肝の診断を下された場合は、前号でも詳しくお話ししましたが、心血管疾患の合併症には特段の注意が必要です。消化器はとにかく日頃から注意を払う臓器でありますから、何か不調、異変を感じたら迷わず、自己判断で済まらず、軽い段階でも遠慮なく、一度当クリニックに相談受診してください。

健康の知恵袋



私もこのクリニック通信を愛読させていただいておりますが、以前にも「腸活」のお話や「腸内細菌」のお話で、いかに腸内環境を形作るにはバランスの取れた「食事」が大切かを知りました。

広報紙 「クリニックちくさヒルズ通信」
発行 医療法人財団榎陽会 クリニックちくさヒルズ
〒464-0858 名古屋市千種区千種2-24-2
千種タワーヒルズ1F
ご意見はこちらまで info@clinic-chikusahills.com
編集・発行 医療法人財団榎陽会 クリニックちくさヒルズ
編集委員会(原稿責任者 川島和信)
発行日 毎月10日